


所管部課	市民部 課税課	部長	村上 敏彰		
件名	東大和市住宅用家屋証明事務取扱規程の一部を改正する				
	訓令について	区分	1 審議事項		
関係事項	条例 規則				
	部課 機関				
<p>1. 要旨</p> <p>令和2年4月1日施行の民法の一部改正に伴い、瑕疵担保責任に関する規定等が見直されたことから、東大和市住宅用家屋証明事務取扱規程の一部を改正するものである。</p> <p>(1) 主な改正内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第2条第4項第4号ウ(イ)中「隠れた瑕疵(」を「瑕疵(住宅の品質確保の促進等に関する法律第2条第5項に規定する瑕疵をいう。以下同じ。)」に改める。 ・同号ウ(イ)a中「第2条第3項」を「第2条第4項」に、「第570条において準用する同法第566条第1項」を「第415条、第541条、第542条、第562条及び第563条」に改める。 <p>(2) 施行日 市長決裁日から施行</p> <p>(3) 影響および効果 民法改正の内容に合った規程の表記となる。</p>					
<p>2. 経過(現時点に至るまでの経過)</p> <p>(1) 令和2年4月1日 民法の一部を改正する法律施行</p> <p>(2) 令和2年4月16日 国土交通省から東京都を通じて「住宅用家屋証明事務施行細則例」の改正通知を受領</p> <p>※文書課による事前審査済</p>					
3. 留意事項(問題点等)					
<p>4. 主管部処理案(検討結果等)</p> <p>庁議終了後、速やかに改正手続きを進めたい。</p>					
5. 審議結果					

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。